

国住経法第7号
国住生第185号
国住指第224号
令和5年11月1日

公益社団法人 日本建築士会連合会会長 殿
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会会長 殿
公益社団法人 日本建築家協会会長 殿

国土交通省住宅局住宅経済・法制課長
(公印省略)

住宅生産課長
(公印省略)

建築指導課長
(公印省略)

「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」の一部改正について

昨年、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）の一部が令和4年国土交通省告示第1105号により改正されたことに伴い、今般、平成20年国土交通省告示第515号について所要の改正を行いました。当該改正等を踏まえ、「地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類（増改築等工事証明書）について」（令和4年4月1日付け国住政第7号・国住生第7号・国住指第6号）の一部を別紙の通り改正することになりました。

つきましては、別紙の内容について十分ご留意していただきますようお願いいたします。

なお、本通知の内容については関係省庁とも協議済でありますので、念のため申し添えます。